



JA山口信連の現況
DISCLOSE
2017



INDEX

◎ごあいさつ	1
【JAバンクの概要】	
● JAグループ・JAバンクの概要	2
● JAバンクシステム	3
● JAバンク山口の主な商品・サービス	5
【当会の考え方】	
● 当会の経営理念と経営方針	7
● コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み	8
● リスク管理の状況	9
【業 績】	
● 当会の業績	12
● トピックス	13
● JAバンク自己改革への取組状況	14
【社会的責任と貢献活動】	
【組 織】	
● 当会の概要	20
● 役員・機構	21
● 沿革・歩み	22
【事 業】	
● 事業のご案内	23
● 手数料一覧	26
【資 料 編】	
【索 引】	



経営管理委員会会長
村上達己



代表理事理事長
小野浩

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJA山口信連ならびにJAバンク山口をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育むことを通じて、地域経済や産業の発展に貢献する地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

この度、当会の経営方針や最近の業績・活動内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、日本経済は、雇用情勢・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある中で、平成28年前半の新興国経済等の海外経済の弱さや資源価格の低下等の動きが一服したことなどにより、企業の業況感も改善をみせ、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いています。しかしながら、企業の設備投資や個人消費といった支出面への波及は十分ではなく、物価についても横ばいの動きが続いている。金融市場においては、日銀のマイナス金利政策導入を受けマイナス圏にあった長期金利は、わずかながらプラスに転じたものの、依然として厳しい運用環境が続いている。

農業・JAを取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行による人口減少や組合員の高齢化による生産基盤の縮小などの課題を抱えています。さらに、国際的な貿易交渉の動向や急速に進められる農業・農協改革など、その厳しさは増すばかりとなっています。

このような状況のもと、JAグループ山口は、平成27年11月開催の第39回JA山口県大会決議に基づき、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組むとともに、平成31年度期首の県下1JA設立に向けた検討を進めています。

当会といしましては、JA山口県大会の決議内容を踏まえて策定した「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」に基づき、JA・信連の一体的な事業推進を強化するとともにJAグループ山口の自己改革を着実に実践してまいります。

農業専門金融機関・地域金融機関として、農業の振興ならびに地域社会の発展により一層貢献できるよう、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、今後ともご支援・お引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

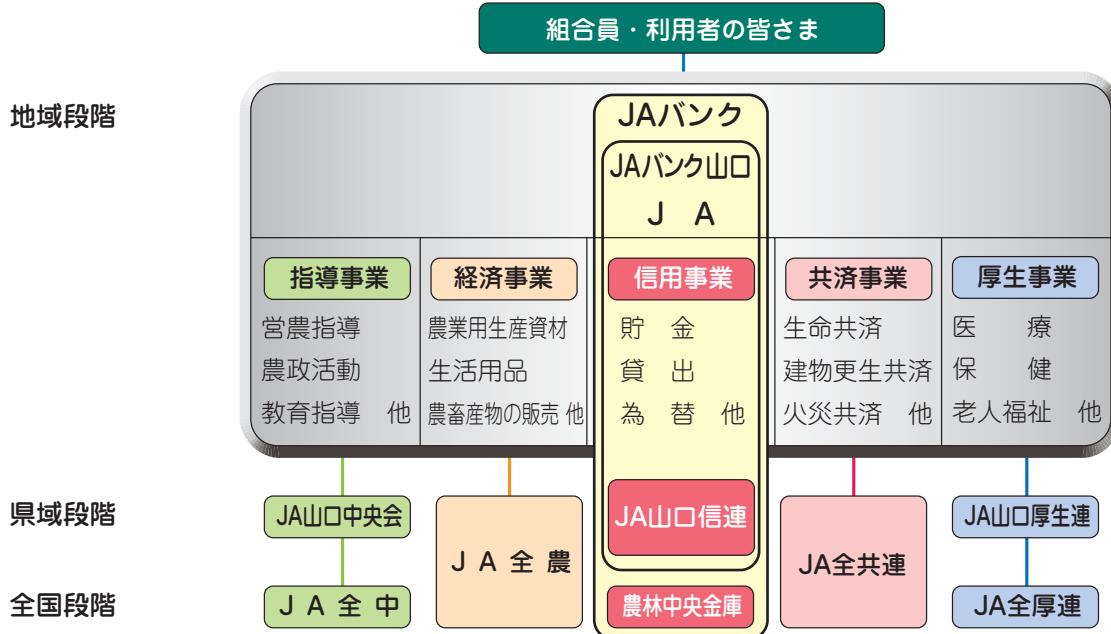
平成29年7月

経営管理委員会会長 村上達己
代表理事理事長 小野浩



JAグループ・JAバンクの概要

JAグループとは



JAグループとは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

JAバンクとは

JAバンクとは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、安心で便利な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

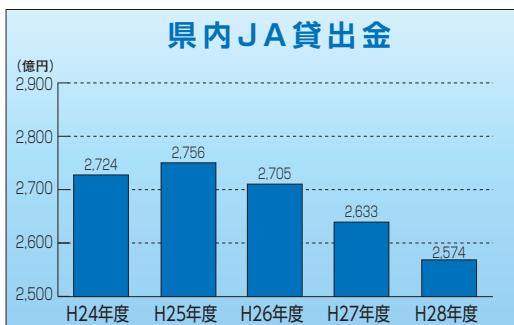
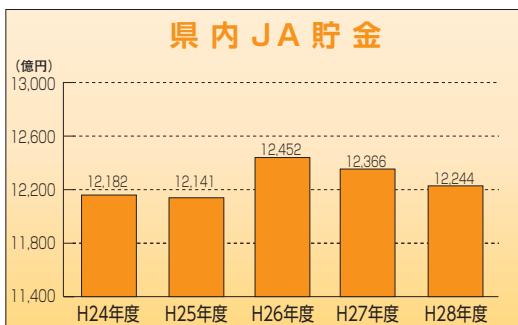
JAバンク山口とは

山口県内JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク山口」と呼び、一体的な事業運営をしています。

また、私どもJA山口信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会として、県内JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、「JAバンク山口」としてJAと一緒に、組合員や地域利用者、企業などの皆さんのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

県内JAの概況

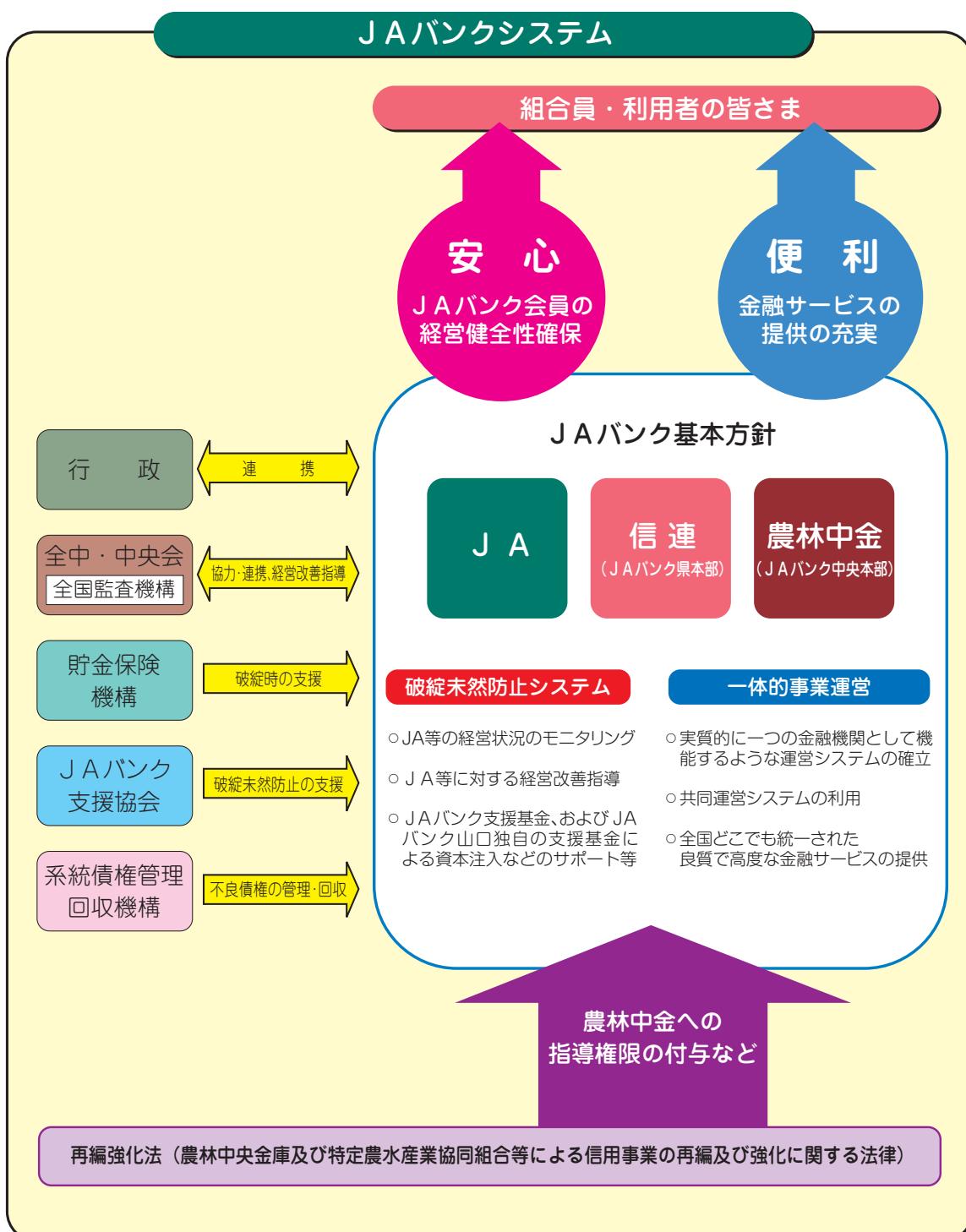
JAバンク山口では「選ばれるJAバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組みましたが、平成28年度末の県内JA貯金残高は、他行競合や共済貯蓄型商品との競合による満期資金の流出等により、対前年比△1.0%の1兆2,244億円となりました。また、県内JA貸出金残高は、低金利環境下での他行競争激化による住宅ローンの残高減少などにより、対前年比△2.2%の2,574億円となりました。





組合員・利用者の皆さんにとって、より安心で便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しています。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



安心

JA銀行・セーフティーネット

JA銀行では、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JA銀行・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さんにより一層の安心をお届けしています。

JA銀行・セーフティーネット

破綻未然 防止システム

破綻未然防止のための
JA銀行独自の制度

貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度



JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、

- ①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見
- ②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施
- ③全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金」、およびJA銀行山口独自の支援基金を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などを行います。

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

便利

金融サービスの提供の充実

JA銀行では貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、JAネット銀行をはじめ、各金融機関との提携拡大によるJAキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さんにとってより便利なサービスの提供を目指しています。

**貯金商品****当座性貯金**

いつでも出し入れがご自由にでき、年金・給与・配当金などのお受取口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただける「総合口座」（普通貯金）、お預り残高により有利な利率となる「貯蓄貯金」をお取り扱いしています。また、「総合口座」に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。

また、ペイオフ発動時においても全額保護の対象となる「普通貯金」（決済用口座）もお取り扱いしています。

※「貯蓄貯金」は、給与振込・年金振込などの自動受取や公共料金等のお支払いはご利用いただけません。

定期貯金

市場金利の動向に応じて利率が決まる「スーパー定期」等各種定期貯金や財形貯金、市場金利の動向に応じて半年ごとに利率が変わる「変動金利定期貯金」等をお取り扱いしています。

定期積金

ご進学やご結婚など、目的に合わせて無理のない金額・期間で積み立てる「定期積金」をお取り扱いしています。

ローン商品**農業資金**

農業経営資金（統一版）をはじめ、農機具等の購入資金や運転資金など、農業経営に必要な各種の資金をご融資しています。

住宅ローン

住宅の建築資金、購入資金、増改築・補修資金及び他金融機関からの借換資金など、幅広いニーズに対応した資金をご融資しています。

その他ローン

マイカーローン、教育ローン、クローバーローン及びカードローンなど、ライフプランにあわせてご利用いただけます。

国債・投資信託**国 債**

長期利付国債、中期利付国債及び個人向け国債をお取り扱いしています。

投 資 信 託

公社債投信、株式投信等をお取り扱いしています。

その他のサービス

給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国の金融機関と通信ネットワークで結ばれており、振込、送金、手形などの取引を安全・確実にご利用いただけます。
JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア（一部除く）のATMなどで、現金のお引き出しや残高照会などの取引をご利用いただけます。また、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利なJAカード（一体型）もご利用いただけます。
JAカード	ショッピングやレジャーなど、お客様のサイン一つで「簡単に・便利に・安心して」ご利用いただけるクレジットカードです。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国のお店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金がキャッシュレスでご決済いただけます。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。
JA銀行でんさいサービス	インターネットに接続されているパソコンから、でんさいネットが取扱う電子記録債権をご利用いただけるサービスです。

※詳細につきましては、当会またはJAの窓口にて、ご確認下さい。

※当会及び一部JAでは取り扱いしていない商品・サービス等もございます。



当会の経営理念と経営方針

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るため、さらなる経営基盤の強化と良質で高度な金融サービスを提供するため、「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画（平成28年度～平成30年度）基本方針

基本方針

J Aバンク山口として、生き残りをかけた競争に打ち勝つため、JA・信連の一体的な事業推進の取組みを強化し、確実に成果につなげることを基本方針として事業の展開を図ります。

経営目標

- JA組合員・利用者満足度の向上
(JA貯金の伸長、農業融資シェアの維持・向上)
- 内部留保額250億円の達成
- 不良債権比率1%台への低減

経営戦略

- JAバンク山口中期戦略の着実な実践
- JAグループ山口自己改革プランの実践
- 効率的な資金運用による安定収益の確保
- 経営管理態勢の強化
- 人材育成の強化



コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民及び企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としており、社会的責任と公共的使命を認識するなかで法令等や社会的規範を遵守し、利用者の保護と利便性の向上を図り、また反社会的勢力等に対してもは関係遮断を徹底することにより、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説及びコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要な課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

コンプライアンスの基本方針

I 信連の社会的責任と公共的使命の認識
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

II 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指針等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に發揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧説は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客様に対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧説に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

行動規範の自己チェック

(秘密保持)
 顧客等の取引情報や業務に関連して知り得た情報については、秘匿義務が厳格に守られていますか。
 顧客等の個人情報は、当会の「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取扱っていますか。
 重要な書類、情報記録媒体は、情報の流出、漏えい、紛失等が発生しないよう適切に管理していますか。

(法令・諸規定等の遵守)
 各種法令、定款その他の規定等に反した事務処理、報告等をしていませんか。
 融資や金融商品の販売等に際し、顧客への説明義務が怠られていませんか。
 職務上の取扱い、使用行為や貪欲等への不當利益の提供や受け取りをしていませんか。
 他人の不正・違反を発見したときは、ヘルプライン制度に基づく相談・通報ができますか。

(公私の区別)
 顧客と離職があるとの誤解を招かないよう、信連職員としての立場を常に自覚していますか。
 社会常識に照らし、過度な接待や贈答をしたり、相手方から受け付けていませんか。

(3. 会員の心構え)
 私生活においても、信連の職員としての自覚をもって行動していますか。
 社会的批判を受けるような投げ玉行為や賭けごと、賞賛を圍むられるような借財をしていませんか。

コンプライアンス・カード

JA山口信連
○○役職員必携○○

私たちJAグループおよびJAバンクの一員として、また、信連の社会的責任と公共的使命に照らし「コンプライアンスの基本方針」の確認・遵守を行い、会員や利用者等の信頼と負託に応えてまいります。

このカードを常時携帯し、行動規範の自己チェックに努めます。

8



リスク管理の状況

リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さんに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定には含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当会では、「経済資本管理要領」に基づき、許容リスク量を配賦資本として部門別に配賦し、市場リスク、信用リスク及びオペレーションル・リスクに係る取得リスク量が、配賦資本の範囲内に収まるようコントロールするとともに、リスク・リターン分析に取り組んでいます。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「市場リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門においてVaR（※）（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益を計測し、前日比等を基準としたチェック・ポイントや、個別銘柄の下落率をモニタリングするとともに一定の下落率に抵触した場合には対応方針をフロント部署より求めるなど、リスク管理の充実に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「信用リスク管理要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理を行うことにより取得リスク量を把握しています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ的確な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当会では、流動性リスクを市場リスクの一つと捉え、「市場リスク管理要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーションナル・リスク管理

オペレーションナル・リスクとは、顧客、不十分な管理体制、システムの故障や不備、外部要因により損失が生じるリスクをいい、事務リスク、法務リスク、システムリスク等をオペレーションナル・リスクとして管理しています。

当会では、「オペレーションナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、システム障害のみならず大規模災害に対して、人命保護、備蓄の確保や訓練及び重要な業務を継続し、社会的責任を果たすとした「業務継続計画基本方針」を制定し、その業務対応として「JAバンク業務継続規程」を策定するとともに、障害及び災害等の発生を想定した定期的な訓練を行うなど、システム障害や災害の発生に常に備えています。

内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は理事長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

ALM管理体制

当会では、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、ALM委員会を定期的に開催しています。

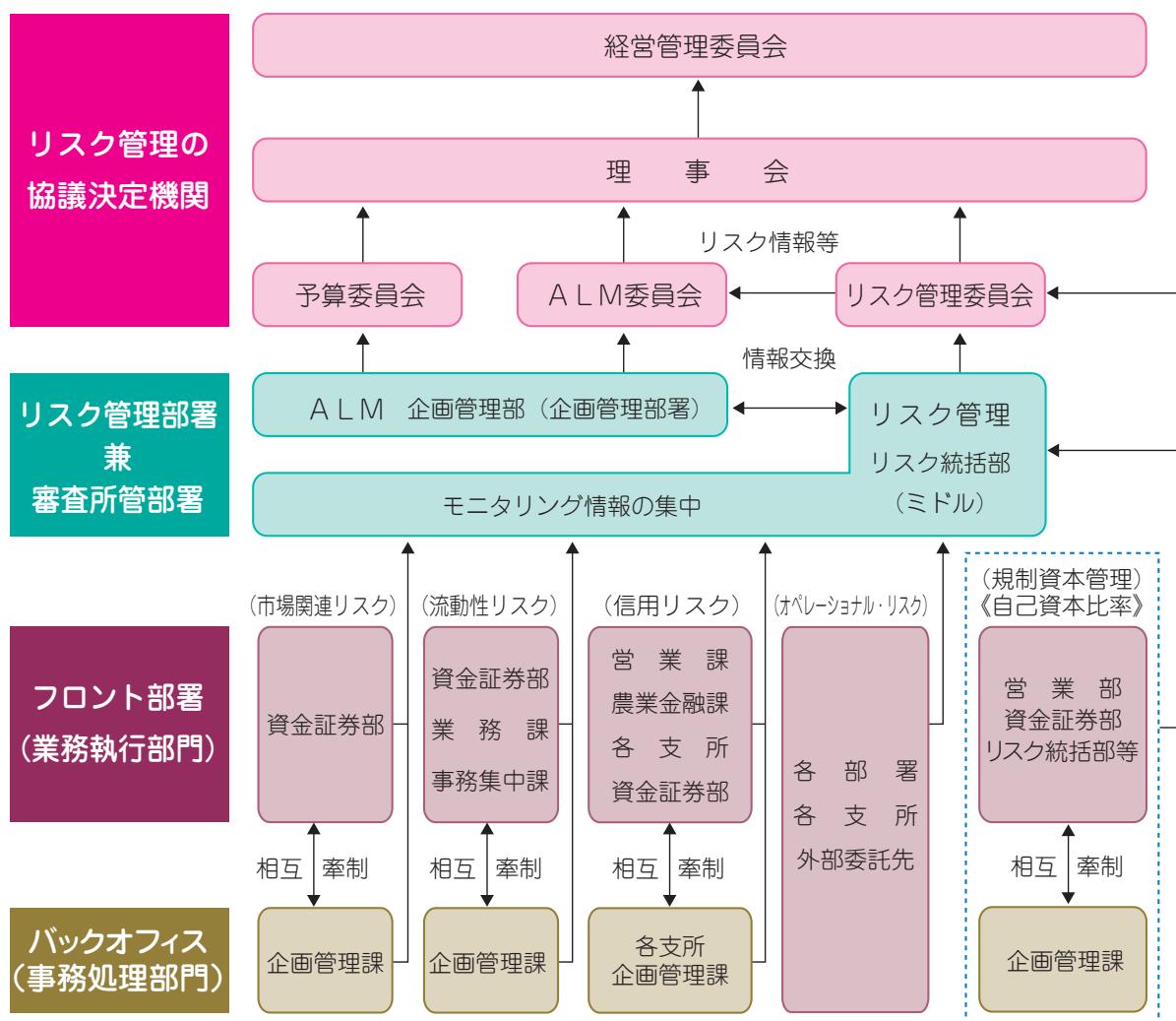
ALM委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資及び余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当会の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

個人情報保護

当会では、「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めるため、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱細則」等を制定しているほか、平成27年10月の「行政手続における特定番号の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）」施行に伴い、「特定個人情報取扱規程」、「特定個人情報取扱細則」等も制定しています。

リスク管理体制図





当会の業績

平成28年度の日本経済は、雇用情勢・所得環境が改善し緩やかな回復基調が続いたものの、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は力強さを欠いた状況となっており、物価も横ばいの動きが続いています。金融市場においては、日銀のマイナス金利政策導入を受けマイナス圏にあった長期金利は、わずかながらプラスに転じたものの、依然として厳しい運用環境が続いています。

一方、JAバンク山口をめぐっては、農業従事者の高齢化に伴う正組合員の減少、他金融機関との競争激化に加えて、農業・農協改革など取り巻く環境が厳しさを増す中、将来を見据えた事業基盤の維持・拡大に向け、鋭意、取組みを強化してまいりました。

このような環境のもと、当会の業務運営につきましては、「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」に基づき、JA・信連の一体的な事業推進を強化するとともにJAグループ山口の自己改革に取り組んだ結果、計画以上の剩余金を計上することができました。

貯金業務

当会貯金残高は、前年比0.06%増の9,366億円となりました。当会貯金の大部分を占めるJAからの受入は、前年比で微減となっています。

余裕金運用業務

預け金運用は、定期預金の満期平準化を図るなど、流動性資金を確保しながらも、資金動向を捉え効率的な運用に努めました。預け金残高は、貯金残高の増加と国債の償還・売却に伴う有価証券残高の減少により、前年比5.4%増の7,528億円となりました。

有価証券運用は、市場金利が低水準で推移するなど厳しい運用環境が続きましたが、金利リスク・信用リスクを勘案しながら、国債や社債、外貨建債を購入することにより期間収益の確保を図りました。また、資産健全化を目的に、信用面で懸念が生じた社債や運用実績が芳しくない受益証券を売却し、ポートフォリオの質的改善を図りました。有価証券等の残高は前年比12.9%減の1,661億円となり、評価益は前期末183億円から今期末168億円となりました。

融資業務

総貸出残高は、前年比7.3%減の763億円となりました。これは、地方公共団体向け貸出の残高減少や市場金利低下・資金余剰による大手企業向け貸出の減少、および地場企業向け・個人向け貸出の約定償還に加え、物件売却等による繰上償還などによるものです。

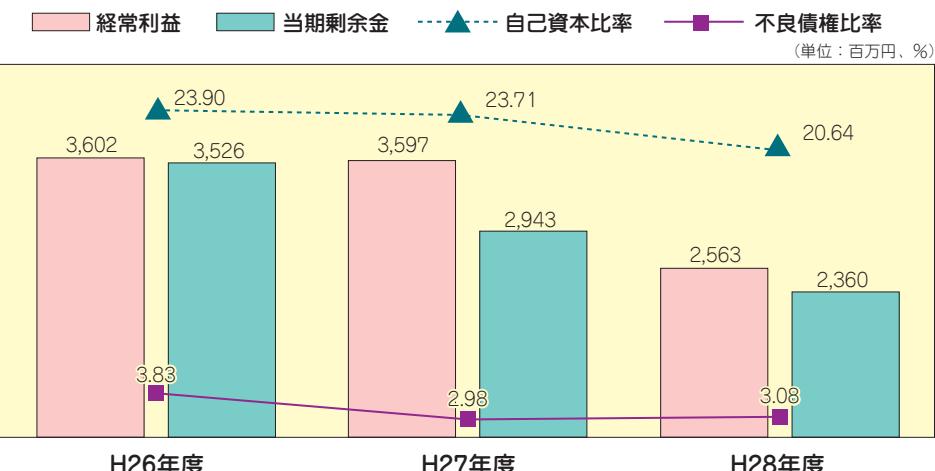
受託貸付業務

受託貸付金については、約定償還が進んだことにより、前年比11.5%減の109億円となりました。

収支・自己資本比率

収支状況は、中期経営計画（H28～H30）およびH28年度事業計画の着実な実践による安定収益の確保と財務基盤の強化に取り組んだ結果、当期剩余金は23億円となりました。自己資本比率は、前年度から3.07ポイント低下し、20.64%となりました。これは、自己資本額の減少、および農中出資等のリスクウェイトの段階引き上げを主因にリスクアセットが増加したことによるものです。

最近3事業年度の収支状況





トピックス

● JAバンク山口渉外担当者大会の開催

平成28年6月10日に山口南総合センター（山口市）において、県内JAの渉外担当者ならびに管理者、総勢約400名を参集した「平成28年度JAバンク山口 渉外担当者大会」を開催しました。

当日は、前年度の活動に対して、渉外担当者の功労を称える表彰式と受賞者代表による体験発表、ならびに今年度の渉外担当者の目標となる大会決議文の採択が行われ、信用事業のより一層の発展を目指し、決意を新たにする場となりました。



表彰式



平成28年度渉外担当者大会

●全日本大学駅伝中国四国予選会の応援

J Aバンクでは、全日本大学駅伝の特別協賛を行っています。平成28年9月22日に開催された中国四国予選会（広島県庄原市）には、管内の11の大学が全国大会出場の1枠を競い合い、山口県からも山口大学が参戦しました。JAバンク山口も出場大学の応援や記念品の差入れを行い、大会を盛り上げました。



大学駅伝差入れ



J A バンク自己改革への取組状況

J A バンクでは、以下3つの取組みを柱として「J A バンク自己改革」を策定し、J A バンクが一体となって取り組んでいます。また、山口県域においては、全国施策に連動した、自己改革に向けた県域独自の取組みを「J A グループ山口自己改革プラン」として実践しています。

1. 農業者所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応

■全国施策

平成26年11月に創設された「農業者所得増大・地域活性化応援プログラム」の取組みを進めています。このプログラムは、J A バンクが他の全国連と連携しながら、農業者に対して、金融・非金融支援を総合的に実施し、従来以上にJ A グループとして農業振興と地域振興に向けた役割を発揮するものであり、具体的には以下4事業を展開しています。

- (1) グローバルな食市場獲得応援
- (2) 農畜産物の付加価値向上応援
- (3) 担い手の規模拡大効率化応援
- (4) 地域活性化等応援

■山口県域施策

多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体のニーズに直接対応し、かつJ A の取組みをサポートするため、中央会・他連合会と連携して、「担い手サポートセンター」を設置し、その機能を発揮しています。

《平成28年度の取組み》

平成28年度より、中央会、全農等と連携し応援プログラムを活用し、農業所得増大に繋がる県域企画応援事業を実施しています。平成28年度は、県域企画応援事業全体13事業の内、8事業を開始しました。

実施事業名 ※()内は開始年度	事業効果
① 記帳代行・税務申告支援事業(H28)	経理支援・営農状況の把握
② 経営診断支援事業(H29)	営農指導の向上
③ コンサルタント活用事業(H28)	法人設立支援・事業拡大・経営改善支援等
④ 新規就農応援事業(H27)	担い手の育成・支援
⑤ J A グループ山口学生就農応援事業(H29)	担い手の育成
⑥ 県外就農ガイダンス等参加助成事業(H28)	県内就農者の拡大
⑦ 新規栽培品目助成事業(H29)	経営の多角化・安定化
⑧ 農機具購入応援事業(H29)	経営の安定化・規模拡大
⑨ ブランド強化事業(H28)	販路拡大・販売価格の上昇
⑩ 抱点F Mの設置・運営事業(H28)	販路の確保・拡大、地域内での認知度向上
⑪ J A 出資型法人・J A F M助成事業(H28)	担い手不在地域での営農継続、認知度向上
⑫ J A F M運営助成事業(H28)	J A 直売所利用活性化
⑬ 個別企画応援事業(H28)	農業者の所得増大と農業生産の拡大

2. JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備

■全国施策

J Aの信用事業にかかるリスク・負担を軽減する等の環境整備等、信用事業の合理化に向け、全店舗でのオンラインキャッシュ等の導入を進めています。合わせて、統一事務手続の改正等をセットで展開することにより、JA店舗における業務・事務の合理化・効率化に取り組んでいます。

■山口県域施策

全国施策と連動し、平成29年度中を目途とする県下全信用店舗へのオンラインキャッシュ等の導入、統一事務手続の改正等により、JA店舗における業務・事務の合理化・効率化に取り組んでいます。

《平成28年度の取組み》

オンラインキャッシュ設置に伴うJAの店舗レイアウト検討を支援しました。また、オンラインキャッシュの導入を踏まえた事務手続の改正を行い、JAに周知しました。

3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

■全国施策

「農とあゆむプロジェクト」の名称のもと、全県域において農業応援金融商品の取扱を拡げています。具体的には、地元の農畜産物や直売所利用券を特典とした定期貯金等を企画・販売し、多くの利用者から好評を得ています。県内統一商品、JA個別商品を展開しており、取組みの活性化を図っています。このほか、直売所利用活性化の取組みとして、NHK「きょうの料理」と連携し、旬の食材を使ったレシピを全国の直売所を巡りながら紹介する「JA直売所キャラバン」を開始しています。また、地域の組合員・利用者へ金融サービスを提供することで、地域に貢献する移動店舗についても順次配備が実現しており、広域災害の際に、被災地の組合員・利用者に貯金入出金等の金融サービスを提供するためのJAバンクのBCPの枠組みを整備しています。

■山口県域施策

准組合員の「農業と地域経済発展を農業者と共に支えるパートナーとしての取組み」を拡充し、創意工夫のもと「農産物消費拡大」につながる金融商品・サービス等を企画・提供することで、農業と地域経済の発展に取り組んでいます。

《平成28年度の取組み》

冬期貯金キャンペーン「ふるさとをいただきますキャンペーン」として、JAグループ山口の特産品を特典としたキャンペーンを実施しました。

その他

◆県下1JA構想への取組み

J Aグループ山口内全組織参画のもと、平成31年度期首の県下1JA実現に向けた具体的な協議・検討を進めています。



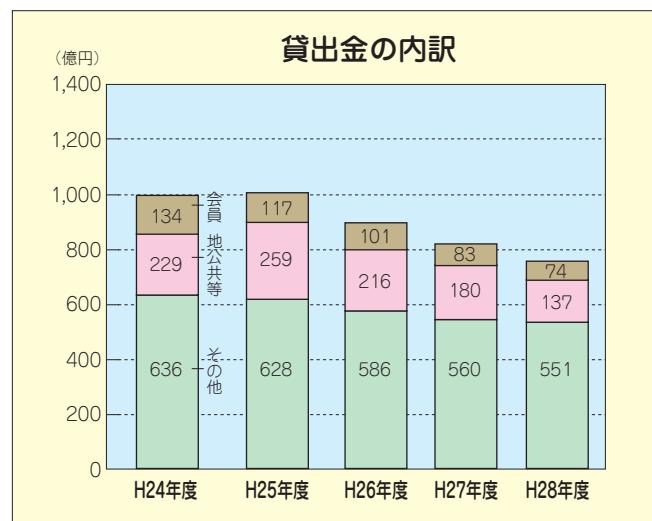
社会的責任と貢献活動

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

1. 地域への資金供給について

当会の資金は、そのほとんどが県内のJAにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。



2. 地域農業の振興への貢献

(1) 農業メインバンク機能強化への取組み

JAバンク山口では、将来の地域農業の担い手となる農業者に向けた支援活動を進めており、中央会に設置された「JAグループ山口担い手サポートセンター」や全農等とも連携し、「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」による県域企画応援事業を展開しています。県域企画は13事業を策定しており、平成28年度は8事業を開始しました。その中で、JA直売所の利用活性化に資する「JAファーマーズ・マーケット運営助成事業」や、新規就農者の定着支援策である「新規就農応援事業」は当会が主体的に取り組んでいます。

農業資金関係については、JAバンク利子補給制度を活用し、農業近代化資金を含む、県下統一7商品で利子補給を実施することにより、農業者等の金利負担軽減に取り組んでいます。加えて、農業信用基金協会の保証料助成措置を実施しており、金融面のサービス拡充と、更なる借入負担軽減に努めています。

このほか、農業者等の販路拡大や6次産業化促進に向けて、平成28年9月開催の「第2回食農マッチングフェア」に県内JA、企業等に参加の要請を行い、販路拡大の支援を行いました。

(2) メイン強化先への対応

県内JAにおいては、農業者・農業法人に対する金融サービスを中心に十全な対応を行い、特に将来的な地域農業の担い手となりうる農業者等を「メイン強化先」と位置づけ、信用部門・営農経済部門等とのJA内連携により資金ニーズの把握、サービスの提供・相談業務を行っています。

3. 地域密着型金融について

(1) JAバンク山口「ふるさとをいただきますキャンペーン」の実施

平成28年11月1日～12月30日までの間、“農業と地域をつなぐ”取組みとして、国産農産物の消費拡大につながる農業応援金融商品の取扱拡大を目的とした全国統一運動「JAバンク 農とあゆむプロジェクト」の一環として、「ふるさとをいただきますキャンペーン」を実施しました。

期間中に定期貯金をお預け入れいただいた方に、抽選でJAグループ山口の特産品をプレゼントしました。



(2) JAバンク山口地産地消応援定積キャンペーンの実施

平成28年10月3日～12月30日までの間、JAグループ“みんなのよい食プロジェクト”「JAバンク山口地産地消応援定積キャンペーン」を実施しました。

期間中ご契約いただきました方に、県内JAの特産品をプレゼントしました。



(3) やまぐち子育て家庭応援優待事業への協賛

山口県では、安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てができる社会の実現を目指し、「やまぐち子育て家庭応援優待事業」を推し進めており、県内JAは協賛事業所として加盟しています。

その事業として、JAバンク山口では、お子様の人数に応じて金利を上乗せする「子育て支援定期積金 のびすく定期積金」を取り扱っており、協賛の一環として、契約件数1件につき100円を、山口県内の児童養護施設等の支援活動団体に寄付いたしました。



(4) 小学校・幼稚園等にチューリップの球根を寄贈

植物を育て世話をすることを通じて、子どもたちに豊かな感性・創造力を育んでもらおうと、県内の小学校・幼稚園・保育園・認定こども園・特別支援学校・児童養護施設にチューリップの球根を総数49,000球寄贈しました。



(5) JAバンクアグリサポート事業

J Aバンクアグリサポート事業は、耕作放棄地の増大、地域の過疎化・高齢化問題など、様々な課題を抱える日本の農業・農村に対し、JAバンクが自らの社会的使命を果たすため、より踏み込んだ支援策を展開し、その課題解決・成長をサポートすることを目的として創設された全国の枠組みです。

J Aバンク山口では、この枠組みを利用して、以下のJ Aバンク食農教育応援事業に取り組みました。

◇ J Aバンク食農教育応援事業

次世代を担う子どもたちに、農業に対する関心・興味を持つてもらい、地域社会・経済において果たす役割、自然環境・国土の保全など、農業が持つ多面的機能、重要性を理解してもらうことを目的として、「食農教育・環境教育・金融経済教育」をテーマとする小学生向けの教材本を作成し、県内J Aを通じて小学校および特別支援学校に配布しました。

また、教育活動助成事業として、事業のテーマに関して各J Aが独自に実施した活動（米・野菜づくり体験、地元食材を使った料理教室等）に対する支援を行いました。



(6) J Aバンク山口グラウンド・ゴルフ県大会の開催

平成28年11月11日に「第5回J Aバンク山口グラウンド・ゴルフ県大会」を「山口きらら博記念公園」の多目的ドームで開催いたしました。本大会は、J Aで年金を受給されている皆さまの健康の増進と、相互の親睦を深めることを目的に、J Aバンク山口が平成24年度より開催しているものです。県内9J Aから予選を勝ち抜いた精鋭約200名の参加のもと、真剣なプレーの中、選手同士の会話や笑顔、好プレーへの歓声もあり、選手間の交流の輪が広められました。



団体戦優勝チームの皆さん



プレーの様子

4. 金融円滑化への取組み

金融円滑化については、平成25年3月31日をもって金融円滑化法の期限が到来しておりますが、「金融円滑化にかかる基本方針」のもと、「金融円滑化管理要領」「金融円滑化協議会運営要領」を定めるとともに、お客様からの相談等への具体的な対応方法を整理した「金融円滑化にかかる顧客相談対応マニュアル」を策定し、これらに基づき適切な業務の遂行を期限到来前と同様に取り組んでいます。

平成21年12月の法施行から平成29年3月末までの対応状況としては、73件9,684百万円の条件変更の申込を受け、70件対応済、謝絶3件となっています。

5. ご融資における利用者との保証契約について

ご融資の契約およびこれに伴う担保・保証契約については、利用者（経営者等）との保証に依存しない融資業務態勢の一層の促進を図るとともに、利用者と保証契約を締結する場合は、保証人となられる方の年齢、知識、経験および財産の状況を踏まえ、契約内容や法的効果に加えて、実際の保証債務を履行する事態に至った場合の具体的な履行責任についても理解と納得が得られるように説明に取り組んでいます。また、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表。）に基づき、保証契約の必要性、および原則として保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人となられている方の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を定めること、また、経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることについても丁寧かつ具体的に説明を行うこととしています。



当会の概要

会員数

資格	平成29年3月末現在	平成28年3月末現在
正会員	22	22
准会員	14	14
合計	36	36

職員数

	平成29年3月末現在	平成28年3月末現在
男子職員	64人	68人
女子職員	31人	31人
嘱託常傭人	17人	14人
合計	112人	113人

自動化機器(ATM)の設置状況

(平成29年6月末現在)

	店舗内	店舗外(※)
J A 設置	142台	58台
信連設置	4台	13台

(注) 他金融機関との共同設置を含んでいます。

店舗一覧

(平成29年6月末現在)

店舗名	所在地	電話番号
本所	山口市小郡下郷2139番地	083(973)2230
県庁内支所	山口市滝町1番1号	083(923)2337
美祢市役所内支所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837(52)1075

子会社等(子法人等)

該当ありません。

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。



役員・機構

役 員

平成29年7月現在

経営管理委員会

経営管理委員会会長	村上達	己雄	男透	男基	雄雄	勇巖	勇巖
経営管理委員会副会長	河上壽	俊	透	雄	雄	勇	巖
経営管理委員会委員	水津尾保	田江幸	田江幸	田江幸	田江幸	田江幸	田江幸
経営管理委員会委員	神吉田保	下中田昭	下中田昭	下中田昭	下中田昭	下中田昭	下中田昭
経営管理委員会委員	小吉田保	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一
経営管理委員会委員	吉田保	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一
経営管理委員会委員	福江幸	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一
経営管理委員会委員	山田幸	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一	飯田昭一
経営管理委員会委員	山田幸	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一	田藤昭一
経営管理委員会委員	山田幸	近藤光	近藤光	近藤光	近藤光	近藤光	近藤光
経営管理委員会委員	山田幸	金子光	金子光	金子光	金子光	金子光	金子光

理 事 会

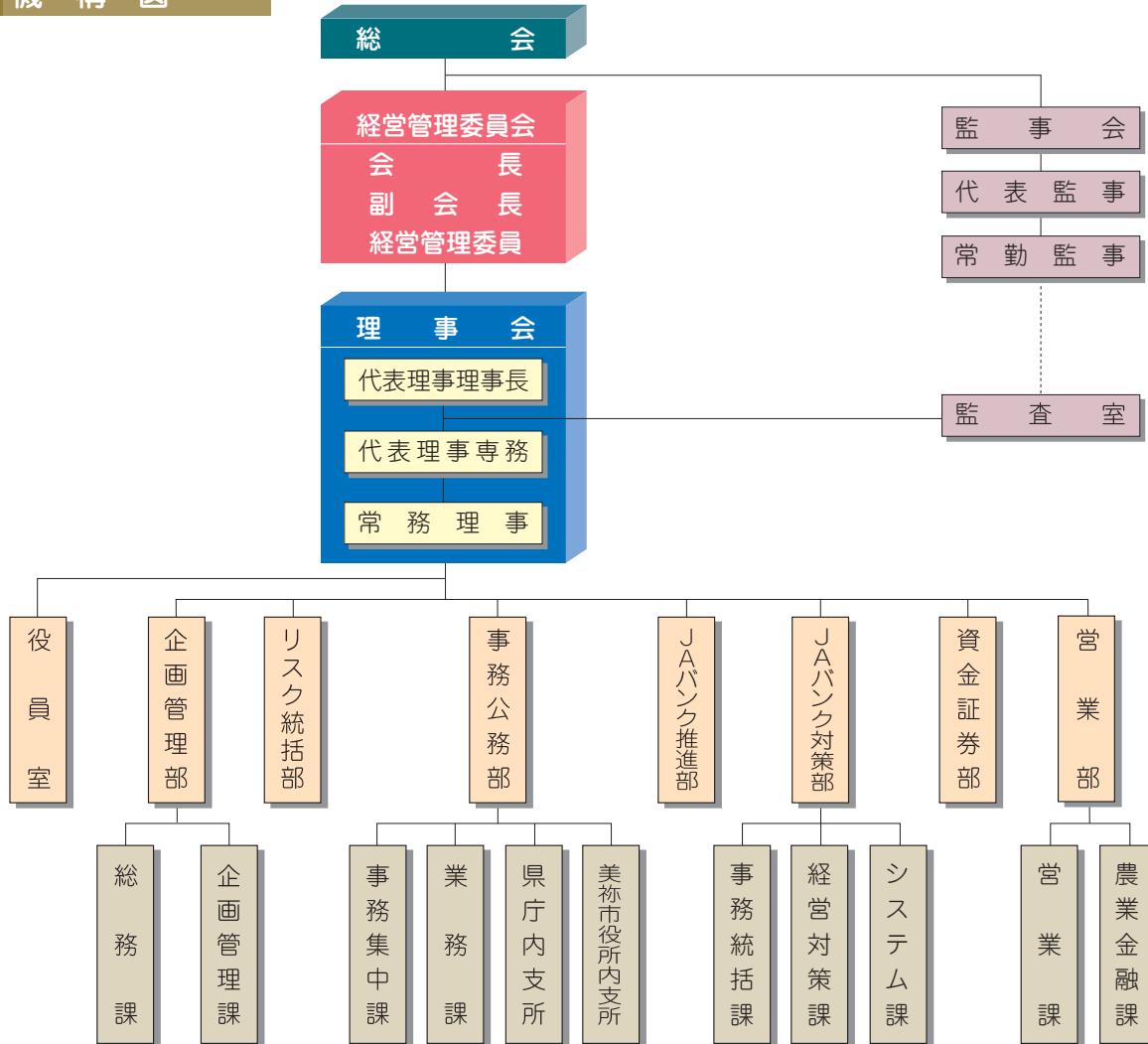
代表理事	理事長	小野	浩志
代表理事	専務理事	松山	紀

監 事

代常監	表勤監	監事	事事事	岡本	武繁
代常監	表勤監	監事	事事事	平山	隆司

機 構 図

平成29年7月現在





沿革・歩み

組織

大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合聯合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売聯合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売聯合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止
昭和38年	本所事務所を山口県農協会館へ移転
昭和39年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和41年	大田支所を廃止
昭和43年	久賀・美祢支所を廃止
昭和47年	厚狭・防府支所を廃止
昭和54年	山口県農協貯金1,000億円突破
昭和55年	山口県指定代理金融機関業務開始
昭和56年	当会貯金1,000億円突破
昭和59年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和61年	山口県農協会館（JAビル）別館完成
平成 1 年	山口県農協貯金5,000億円突破
平成 2 年	県内系統農協オンライン開通
平成 3 年	全国農協貯金ネットサービス開始
平成 4 年	県庁内支所を開設
平成 5 年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設
平成 6 年	国債等窓口販売代理業務開始
平成 8 年	美祢市役所内支所を開設
平成 9 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
平成10年	5業態間CDオンライン提携開始
平成11年	山口県JA貯金1兆円突破
平成12年	農協の新シンボルマークと愛称「JA」を導入
平成13年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成14年	国債等窓口販売業務（自己窓口）開始
平成16年	新信用オンラインシステム稼動
平成17年	萩代理所を廃止
平成18年	日銀歳入金の取扱開始
平成19年	系統信用事業の愛称として「JAバンク」を導入
平成20年	投資信託窓口販売業務の開始
平成21年	郵便貯金（現ゆうちょ銀行）とのCD・ATMオンライン提携
平成22年	インターネットバンキングサービス「JAネットバンク」開始
平成23年	岩国代理所を廃止
平成24年	「JAバンクシステム」発足
平成25年	経営管理委員会制度導入
平成26年	確定拠出年金業務開始
平成27年	徳山・下関支所を廃止
平成28年	確定拠出年金業務開始
	全国統一オンラインシステム（JASTEM）へ移行
	新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始
	セブン銀行とのATMオンライン提携
	印鑑照会システム稼動
	新JAカードの発行開始
	ICキャッシュカードの発行開始
	日銀歳入復代理店として取扱開始
	確定拠出年金の取扱終了
	J A バンク A T M 入出金手数料の全国一斉無料化開始
	J A 山口信連小郡別館を開設
	J A 山口信連小郡別館に、「JAバンク山口 年金センター」、「JAバンク山口 ローンセンター」を開設
	全国統一オンラインシステム（JASTEM）次期システムへ移行
	統一事務手続の導入
	統一商品の導入
	法人向けインターネットバンキングサービス「法人JAネットバンク」開始
	山口県新JAビル本館完成
	県中継システム基盤更改
	JASTEM - ATM移行



1 主要な業務

貯金業務

会員であるJAをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さんからも貯金をお預かりしています。皆さんにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金を取り揃えています。

また、JAキャッシュカードをご利用いただきますと、全国のJAはもちろん、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア（一部除く）のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

融資業務

一般融資

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のために役立つことを常に考えています。良質で豊富な信連資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの日本政策金融公庫農林水産事業資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や日本政策金融公庫国民生活事業（教育資金）の資金なども取り扱っています。

融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

為替業務

北海道から沖縄まで、全国のJA、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取扱などの取引を迅速、確実に行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

2 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

3 利用者保護等管理方針

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適かつ十分に行います。
2. お客さまからの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適かつ十分に対応します。
3. お客さまに関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

4 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、健全な業務運営を遂行するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対しては、一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダーリング等、組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対策を講じます。

（運営等）

1. 当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用される法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
(外部専門機関との連携)

4. 当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、適時・適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

5 利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないように保護し、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備するため、利益相反管理方針（以下、「本方針」という。）の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象とする利益相反のおそれのある取引とは、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

利益相反のおそれのある取引の類型は次のとおりです。

(1) お客様と当会の間の利益が相反する場合

(2) お客様と他のお客様との間の利益が相反する場合

3. 利益相反管理統括部署

当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署（以下、「統括部署」といいます。）およびその責任者を定めます。この統括部署は、営業部門等からの影響を受けないものとします。

4. 利益相反の管理の方法

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、次に掲げる方法によりお客様の保護を適正に確保します。

(1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引またはお客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、そのお客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反管理体制

当会は利益相反管理体制を整備し、以下のとおり実効性のあるものにします。

(1) 統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適正に実施します。

(2) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会の規定に基づき適切に記録し、保存します。

(3) 当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規定に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(4) 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

6 金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

本所業務課 (電話: 083-973-2241)

県庁内支所 (電話: 083-923-2337)

美祢市役所内支所 (電話: 0837-52-1075)

上記本支所以外の窓口

リスク統括部 (電話: 083-973-1182)

J A バンク相談所

山口県 J A バンク相談所 (電話: 083-973-2248)

2. 紛争解決措置の内容

当会は、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

山口県弁護士会仲裁センター(電話:083-922-0087)、広島弁護士会仲裁センター(電話:082-225-1600)、福岡県弁護士会紛争解決センター(電話:093-561-0360【北九州】、092-741-3208【福岡】、0942-30-0144【久留米】)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)、民間総合調停センター(大阪府)

1の窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。（ただし、民間総合調停センター(大阪府)のみ、JAバンク相談所等を通じてのご利用となりますのでご了承ください。）

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、および第二東京弁護士会仲裁センターでは、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停」や「移管調停」を利用することができます。



手数料一覧

平成29年6月末現在

(単位:円)

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内JA	その他の金融機関
----	------	---------	------	----------

○振込手数料

窓口ご利用の場合

電 信 扱	3万円未満	216	216	432
	3万円以上	432	432	648
文 書 扱	3万円未満	216	216	432
	3万円以上	432	432	648
同一店内振込	3万円未満	108	—	—
	3万円以上	324	—	—

個人ネットバンクご利用の場合

振 込	3万円未満	108	108	216
	3万円以上	216	216	432
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

法人ネットバンクご利用の場合

振 込	3万円未満	108	108	216
	3万円以上	216	216	432
総合振込	3万円未満	108	108	216
	3万円以上	216	216	432
給与振込	3万円未満	無料	無料	324
	3万円以上	無料	無料	324
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

媒体(CD等)・定時自動送金サービスご利用の場合

振 込	3万円未満	108	108	324
	3万円以上	324	324	540
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

種類	取扱区分	同一店内	当会の本・支所	県内JA	県外JA	その他の金融機関
ATM振込サービスご利用の場合						
県内JAおよび当会発行のキャッシュカード	3万円未満	無料	108	108	216	216
	3万円以上	無料	216	216	432	432
県外JAキャッシュカード	3万円未満	無料	108	108	216	216
	3万円以上	無料	216	216	432	432
提携金融機関キャッシュカード	3万円未満	108	108	216	432	432
	3万円以上	324	324	432	648	648
JFマリンバンクキャッシュカード	3万円未満	無料	108	108	216	216
	3万円以上	無料	216	216	432	432

- (注) 1. 法人ネットバンクご利用の場合、別途月額利用料が必要になります。
 2. 定時自動送金サービスは口座引落手数料が別途54円必要になります。
 3. 同一店内とは、ATM管理店への振込をいいます。
 4. 提携金融機関キャッシュカードによるお振込は、ご利用時間に応じて、別途ATM利用手数料が必要となります。

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内JA	その他の金融機関
○送金手数料				
普通扱(送金小切手)		432	432	648
○代金取立手数料				
隔地間	普通扱	432	432	648
	至急扱	432	432	864
同一交換区域内(手形)		324	324	324
同一交換区域内(小切手)		108	108	108
○その他の諸手数料				
振込・送金の組戻料		648	648	648
不渡手形返却料		648	648	648
取立手形組戻料		648	648	648
取立手形店頭呈示料		648	648	648
上記以外の特殊手数料		実費	実費	実費

(注) 取立手形の店頭呈示に要する実費が648円を超える場合は、その実費を申し受けます。

手形小切手帳発行手数料

(単位:円)

小切手帳	1冊(50枚)	864
約束手形帳	1冊(50枚)	1,080
約束手形帳	1冊(20枚)	432
為替手形帳	1冊(20枚)	432

両替・硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

(単位:円)

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	324
	501枚以上	540

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.08% (上限: 540円)

CD・ATM利用手数料

(単位:円)

	出金	平日	土曜日	日・祝日・年末	正月
		8:45~18:00	9:00~14:00	14:00~17:00	9:00~17:00
当会・県内JAキャッシュカード	入金	無料	無料	無料	無料
	出金	無料	無料	無料	無料
県外JAキャッシュカード	入金	無料	無料	無料	無料
	出金	無料	無料	無料	無料
提携金融機関カード	出金	108	108	216	216
	JFマリンバンクカード	無料	無料	無料	無料
	三菱東京UFJ銀行カード	無料	108	108	108
自動キャッシング	出金	無料	無料	108	108

(注) 1. 上記には、他金融機関との共同設置によるCD・ATMは含めておりません。また、CD・ATMの稼働日・時間帯は、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください (本所・県内支所は平日のみの稼動となります)。

2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

でんさいネットご利用料金

(単位:円)

でんさいネット月額利用料		無料
--------------	--	----

○従量料金

発生記録手数料	系統内	324
	他 行	648
譲渡記録手数料	系統内	324
	他 行	648
分割(譲渡)記録手数料	系統内	324
	他 行	648
保証記録手数料		324
変更記録手数料		324
支払等記録手数料		324
上記にかかる代行請求手数料		1,080
残高証明書発行手数料	継続発行	1,620

○その他料金

変更記録手数料(書面)		1,620
通常開示請求手数料		無料
特例開示請求手数料		3,240
残高証明書発行手数料	都度発行	4,320
□座間送金決済中止手数料		1,080
支払不能情報照会手数料		3,240
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料		1,080
その他料金(上記いずれにも該当しない場合)		2,160

(注) でんさいネットサービスのご利用には、法人ネットバンクのご契約が別途必要になります。

その他の

(単位:円)

貯金間振替手数料(定型自動振替)		無料
他所払小切手入金手数料		為替取扱手数料に準ずる
自己宛小切手発行手数料		432
通帳・証書再発行手数料(1件あたり)		1,080
ICキャッシュカード発行手数料(单体型1枚あたり)		無料
ICキャッシュカード発行手数料(クレジット一体型)		無料
キャッシュカード再発行手数料(1枚あたり)		1,080
ワイドカード発行手数料		無料
ワイドカード再発行手数料		1,080
残高証明書発行手数料	都度発行	432
	継続発行	216
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料(1ヶ月あたり)		108
国債等保護預り残高証明書発行手数料		無料
投信販売手数料・解約手数料		ファンド毎の料率
投信保護預り残高証明書発行手数料		216
保護預り手数料(消費税別途) (ただし、500円に満たない場合は500円)		月末残高×1/12×5/10,000
個人情報保護法に係る開示手数料(1件あたり)		540
株式払込金等取扱手数料率		有償払込額に既定の手数料率を乗じた額
個人ネットバンク月額利用料		無料
法人ネットバンク月額利用料 照会・振込サービス(リアル系取引)		1,080
データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)		2,160

(注) 法人ネットバンクのデータ伝送サービスを利用する場合、照会・振込サービスの利用が必須となるため、月額利用料は合計で3,240円になります。

※上記手数料には消費税等(8%)が含まれています。

資料編

CONTENTS

貸借対照表	30
損益計算書	31
キャッシュ・フロー計算書	32
平成28年度注記表	33
平成27年度注記表	39
剰余金処分計算書	45
財務諸表の適正性等にかかる確認	45
損益の状況	46
貯金に関する指標	48
貸出金等に関する指標	49
有価証券に関する指標	53
経営諸指標	58
自己資本の充実の状況	59
役員等の報酬体系	74

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)	科 目	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
(資産の部)					
現 金	1,018	1,713	貯 金	935,606	936,027
預 け 金	752,813	714,204	当 座 貯 金	18,686	24,731
系 統 預 け 金	752,776	714,167	普 通 貯 金	9,013	10,350
系 統 外 預 け 金	36	36	貯 蓄 貯 金	22	19
金 銭 の 信 託	5,917	5,862	通 知 貯 金	850	2,300
有 働 証 券	160,211	184,924	別 段 貯 金	590	610
国 地 方 社 外 株 受 投 貸 手 証 資 そ の 他 資 有 形 無 形 外 部 債 務	債 債 14,414 34,072 18,688 14,911 21,822 7,609 76,339 166 50,207 3,887 22,078 0 898 11 2 51 7 203 139 460 22 1,835 1,325 438 72 98 94 3 48,151 47,091 1,059 1,332 △ 1,594	48,692 17,316 29,502 12,643 22,481 8,053 82,397 164 50,244 4,909 27,078 一 779 17 2 53 16 一 142 538 9 1,933 1,407 440 86 41 36 4 48,136 47,091 1,044 1,389 △ 1,763	77,343 17,583 12,643 22,481 8,053 82,397 164 50,244 4,909 27,078 一 779 17 2 53 16 一 142 538 9 1,933 1,407 440 86 41 36 4 48,136 47,091 1,044 1,389 △ 1,763	906,443 27,400 29 1,553 314 122 26 116 132 814 18 8 976 46 887 42 3,450 1,332 971,347 35,542 (20,000) 536 5 26,493 11,200 15,293 9,900 5,393 62,577 13,059 37 13,096 75,674	898,016 20,000 13 2,011 726 250 22 108 134 739 22 7 1,053 46 970 36 3,927 1,389 964,423 35,542 (20,000) 701 5 24,744 10,600 14,144 8,600 5,544 60,994 14,162 38 14,201 75,196
資 産 の 部 合 計	1,047,022	1,039,620	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,047,022	1,039,620

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成28年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	平成27年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	科 目	平成28年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	平成27年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
経 常 収 益	12,368	13,611	役 務 取 引 等 費 用	741	745
資 金 運 用 収 益	9,305	10,485	支 払 為 替 手 数 料	48	44
貸 出 金 利 息	1,575	1,821	その他の支払手数料	691	698
預 け 金 利 息	163	215	その他の役務取引等費用	1	2
有価証券利息配当金	3,044	3,852	そ の 他 事 業 費 用	221	291
そ の 他 受 入 利 息	4,520	4,596	国 債 等 債 券 売 却 損	77	53
(うち受取奨励金)	(4,058)	(4,022)	国 債 等 債 券 償 戻 損	143	234
(うち受取特別配当金)	(462)	(573)	金 融 派 生 商 品 費 用	-	3
役 務 取 引 等 収 益	1,191	1,204	経 常 費 用	2,243	2,243
受 入 為 替 手 数 料	55	51	人 件 費	817	799
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,135	1,152	物 件 費	1,358	1,352
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0	税 金	67	91
そ の 他 事 業 収 益	1,638	1,329	そ の 他 経 常 費 用	40	30
受 取 出 資 配 当 金	495	496	株 式 等 売 却 損	-	28
外 国 為 替 売 買 益	397	239	金 銭 の 信 託 運 用 損	39	1
国 債 等 債 券 売 却 益	745	501	そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
国 債 等 債 券 償 戻 益	-	93	経 常 利 益	2,563	3,597
そ の 他 経 常 収 益	233	590	特 别 損 失	4	3
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	136	290	固 定 資 産 処 分 損	2	0
償 却 債 権 取 立 益	-	6	減 損 損 失	1	3
株 式 等 売 却 益	8	195	税 引 前 当 期 利 益	2,559	3,593
金 銭 の 信 託 運 用 益	51	65	法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税	337	657
そ の 他 の 経 常 収 益	36	32	法 人 税 等 調 整 額	△ 138	△ 7
経 常 費 用	9,804	10,014	法 人 税 等 合 計 額	198	649
資 金 調 達 費 用	6,558	6,704	当 期 剰 余 金	2,360	2,943
貯 金 利 息	249	280	当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,033	2,601
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	0	当 期 末 処 分 剰 余 金	5,393	5,544
借 用 金 利 息	730	732			
そ の 他 支 払 利 息	5,577	5,691			
(うち支払奨励金)	(5,566)	(5,671)			

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	平成27年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,559	3,593
減価償却費	125	127
減損損失	1	3
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△169	△832
賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	3
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△76	73
資金運用収益	△9,305	△10,485
資金調達費用	6,558	6,704
有価証券関係損益(△は益)	△436	△478
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	1	△49
固定資産処分損益(△は益)	2	0
貸出金の純増(△)減	6,058	8,125
預け金の純増(△)減	△32,000	△29,000
貯金の純増減(△)	578	2,021
借用金の純増減	7,400	-
事業分量配当金の支払額	△356	△349
その他の	△454	△1,154
資金運用による収入	9,420	10,593
資金調達による支出	△6,612	△6,713
小計	△16,705	△17,818
法人税等の支払額	△465	△412
事業活動によるキャッシュ・フロー	△17,170	△18,230
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△38,445	△17,070
有価証券の売却による収入	46,459	21,449
有価証券の償還による収入	15,596	14,995
固定資産の取得による支出	△89	△1,927
固定資産の処分による収入	0	1,213
外部出資の増加による支出	△15	△15
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,506	18,645
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△255	△255
回転出資金の払戻しによる支出	△165	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△421	△255
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額△)	5,914	158
6 現金及び現金同等物の期首残高	14,178	14,019
7 現金及び現金同等物の期末残高	20,092	14,178

平成28年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・売買目的有価証券………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券
　時価のあるもの………原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
　売却原価は移動平均法により算定）
　時価を把握することが極めて困難と認められるもの………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
　なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもつて貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 19年～50年
その他の 5年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしておりますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
　貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。
　正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
　賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
　役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (10) 外国証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を利用してあり、当該為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用
　法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当年度の経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ0百万円増加しております。

[追加情報]

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当年度から適用しております。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,470百万円であります。
　また、有形固定資産の圧縮記帳額は、296百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	9百万円	15百万円	24百万円
オペレーティング・リース	33百万円	76百万円	110百万円

- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,735百万円、有価証券142百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。
なお、その他の資産には、差入保証金2百万円が含まれております。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は2,128百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は12百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,186百万円であります。
なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、0百万円であります。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,846百万円であります。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれております。
- (12) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	萩市	1百万円

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（JA）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、30%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的及びその他目的）で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金には、自己資本増強の一環として、県内の会員JAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に關わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当会は、リスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に基づき、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めております。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資することを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

a 信用リスクの管理

信用リスク管理においては信用リスク管理要領を定め、当会のオーバーランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。
また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、136百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	370百万円
退職給付引当金超過額	245百万円
有価証券償却超過額	1,209百万円
減価償却超過額	20百万円
未払費用否認額	124百万円
前払費用否認額	92百万円
未払事業税	20百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	2,140百万円
評価性引当額	△ 1,834百万円
繰延税金資産合計(A)	306百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,704百万円
その他	△ 52百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 3,756百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 3,450百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.8%
事業分量配当金	△ 11.6%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△ 5.0%
その他	△ 2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.8%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

- b 市場リスクの管理
 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスク管理要領を定め管理しております。
 体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ペーシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しております。
- c デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し、内部牽制を確立して実施しております。
- d 市場リスクに係る定量的情報
 (トレーディング目的以外の金融商品)
 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。
 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,177百万円減少するものと把握しております。
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。
 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。
- e 資金調達に係る流動性リスクの管理
 流動性リスク管理として市場リスク管理要領において日次の資金繰り表、旬間及び月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しております。
- | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | (単位：百万円)
差 額 |
|-----------------|----------|---------|-----------------|
| 預け金 | 714,204 | 714,117 | △86 |
| 金銭の信託 | | | |
| 運用目的の金銭の信託 | 3,949 | 3,949 | — |
| その他の金銭の信託 | 1,912 | 1,912 | — |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,701 | 2,874 | 172 |
| その他有価証券 | 182,223 | 182,223 | — |
| 貸出金 | 82,414 | | |
| 貸倒引当金 | △ 1,632 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 80,782 | 82,266 | 1,483 |
| 資産計 | 985,774 | 987,343 | 1,569 |
| 貯金 | 936,027 | 935,894 | △ 133 |
| 借用金 | 20,000 | 20,000 | — |
| 負債計 | 956,027 | 955,894 | △ 133 |
| デリバティブ取引 | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 53 | 53 | — |
| デリバティブ取引計 | 53 | 53 | — |
- (注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 2.貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金17百万円を含めております。
 3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。
- ② 金融商品の時価の算定方法
- 【資産】
- a 預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
- b 金銭の信託
 信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。

また、存続組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、144百万円となっております。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	401百万円
退職給付引当金超過額	262百万円
有価証券償却超過額	1,186百万円
減価償却超過額	18百万円
未払費用否認額	128百万円
前払費用否認額	89百万円
未払事業税	39百万円
その他	57百万円
繰延税金資産小計	2,183百万円
評価性引当額	△ 1,961百万円
繰延税金資産合計(A)	222百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,043百万円
その他	△ 106百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 4,149百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 3,927百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.2%
事業分量配当金	△ 2.7%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△ 5.8%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.1%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

剰余金処分計算書

科 目		平成28年度	平成27年度
当期末	処 分 剰 余 金	5,393	5,544
剰余金	処 分 額	1,826	2,511
利益準備金		500	600
任意積立金		—	1,300
(特別積立金)		(—)	(1,300)
出資配当金		255	255
(普通出資に対する配当金(配当率))		(155 (1.00%))	(155 (1.00%))
(後配出資に対する配当金(//))		(100 (0.50%))	(100 (0.50%))
事業分量配当金		1,070	356
次期繰越剰余金		3,567	3,033

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成28年度	平成27年度
(1) 配当基準	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残
(2) 配当率	0.120%	0.040%

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年7月3日

山口県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 小野浩

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

損益の状況

(最近5事業年度の主要な経営指標)

(単位：百万円)

項目	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
経常収益	12,368	13,611	13,333	13,720	12,586
経常利益	2,563	3,597	3,602	4,041	2,727
当期剰余金	2,360	2,943	3,526	3,899	2,724
出資金	35,542	35,542	35,542	35,542	35,542
(出資口数)	(3,554,235□)	(3,554,235□)	(3,554,235□)	(3,554,235□)	(3,554,235□)
純資産額	75,674	75,196	77,816	69,938	65,793
総資産額	1,047,022	1,039,620	1,043,380	985,382	975,752
貯金等残高	936,606	936,027	934,006	886,393	881,714
貸出金残高	76,339	82,397	90,522	100,492	99,981
有価証券残高	160,211	184,924	210,593	222,544	257,708
剰余金配当金額	1,326	611	604	594	524
普通出資配当金額	155	155	155	155	155
後配出資配当金額	100	100	100	100	100
事業分量配当金額	1,070	356	349	339	268
職員数(人)	95	99	94	98	95
単体自己資本比率	20.64%	23.71%	23.90%	27.47%	26.06%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

(利益総括表)

(単位：百万円、%)

項目	平成28年度	平成27年度	増減
資金運用収支	2,787	3,822	△ 1,034
役務取引等収支	450	459	△ 9
その他事業収支	1,417	1,038	378
事業粗利益	4,654	5,321	△ 666
(事業粗利益率)	(0.48)	(0.55)	(△ 0.07)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支

5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

(資金運用収支の内訳)

(単位：百万円、%)

項 目	平成28年度			平成27年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	969,449	9,305	0.96	960,527	10,485	1.09
うち預け金	756,609	4,684	0.62	689,997	4,811	0.70
うち有価証券	139,522	3,044	2.18	184,464	3,852	2.09
うち貸出金	73,301	1,575	2.15	86,052	1,821	2.12
資金調達勘定	954,696	6,517	0.68	947,155	6,663	0.70
うち貯金	933,106	5,816	0.62	930,257	5,951	0.64
うち譲渡性貯金	1,502	0	0.03	1,714	0	0.03
うち借用金	25,399	730	2.87	20,000	732	3.66
総資金利ざや	-	-	0.04	-	-	0.15

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用+経費-金銭の信託運用見合費用)/(資金調達勘定平均残高-金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(受取・支払利息の増減額)

(単位：百万円)

項 目	平成28年度	平成28年度増減額	平成27年度	平成27年度増減額
受 取 利 息	9,305	△ 1,180	10,485	△ 343
うち預け金	4,684	△ 127	4,811	309
うち有価証券	3,044	△ 807	3,852	△ 493
うち貸出金	1,575	△ 246	1,821	△ 159
支 払 利 息	6,517	△ 145	6,663	86
うち貯金	5,816	△ 135	5,951	123
うち譲渡性貯金	0	△ 0	0	0
うち借用金	730	△ 2	732	2
差 引	2,787	△ 1,034	3,822	△ 429

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

貯金に関する指標

(貯金の科目別平均残高)

(単位：百万円、%)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
流動性貯金	29,780 (3.19)	31,829 (3.42)	△ 2,049
定期性貯金	903,182 (96.64)	898,277 (96.38)	4,904
その他の貯金	142 (0.02)	150 (0.02)	△ 7
計	933,106 (99.84)	930,257 (99.82)	2,848
譲渡性貯金	1,502 (0.16)	1,714 (0.18)	△ 211
合計	934,608 (100.00)	931,972 (100.00)	2,636

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. () 内は構成比です。

(定期貯金残高)

(単位：百万円、%)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
定期貯金	906,443 (100.00)	898,016 (100.00)	8,426
うち固定金利定期	906,433 (99.99)	898,006 (99.99)	8,426
うち変動金利定期	10 (0.00)	10 (0.00)	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

(貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成 28 年 度	平成 27 年 度	増 減
手 形 貸 付	176	169	7
証 書 貸 付	69,272	80,962	△ 11,690
当 座 貸 越	3,852	4,918	△ 1,065
割 引 手 形	0	3	△ 3
合 計	73,301	86,052	△ 12,751

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平 成 28 年 度	平 成 27 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	37,408 (49.00)	40,068 (48.63)	△ 2,660
変 動 金 利 貸 出	38,931 (51.00)	42,328 (51.37)	△ 3,397
合 計	76,339 (100.00)	82,397 (100.00)	△ 6,058

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

種 類	平 成 28 年 度	平 成 27 年 度	増 減
貯 金 等	98	73	24
有 価 証 券	0	—	0
動 産	—	—	—
不 动 产	15,365	17,161	△ 1,795
そ の 他 担 保 物	18	5	13
小 計	15,483	17,240	△ 1,756
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	59	76	△ 16
そ の 他 保 証	25	34	△ 9
小 計	84	110	△ 26
信 用 用	60,771	65,046	△ 4,275
合 計	76,339	82,397	△ 6,058

(貸出金の使途別内訳残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平 成 28 年 度	平 成 27 年 度	増 減
設 備 資 金	7,366 (9.65)	8,085 (9.81)	△ 719
運 転 資 金	68,973 (90.35)	74,312 (90.19)	△ 5,338
合 計	76,339 (100.00)	82,397 (100.00)	△ 6,058

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
農業	1,927 (2.52)	2,200 (2.67)	△ 273
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	11,159 (14.62)	9,290 (11.28)	1,869
鉱業	— (—)	— (—)	—
建設業	780 (1.02)	648 (0.79)	132
電気・ガス・熱供給・水道業	5 (0.01)	6 (0.01)	△ 1
運輸・通信業	1,035 (1.36)	368 (0.45)	667
卸売・小売・飲食業	1,971 (2.58)	1,639 (1.99)	331
金融・保険業	23,078 (30.23)	29,078 (35.29)	△ 6,000
不動産業	3,936 (5.16)	3,798 (4.61)	138
サービス業	8,959 (11.74)	7,714 (9.36)	1,245
地方公共団体	13,754 (18.02)	18,023 (21.87)	△ 4,268
その他の	9,730 (12.75)	9,628 (11.69)	101
合計	76,339 (100.00)	82,397 (100.00)	△ 6,058

(注) () 内は構成比です。

(債務保証の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,086	1,176	△ 90
その他の担保物	—	—	—
小計	1,086	1,176	△ 90
信用用	245	213	32
合計	1,332	1,389	△ 57

(主要な農業関係の貸出金残高)

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
農業	50	50	-
穀作	-	-	-
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	50	50	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他の農業	-	-	-
農業関連団体等	1,913	2,193	△279
合計	1,963	2,243	△279

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
プロパー資金	1,767	2,052	△284
農業制度資金	195	190	4
うち農業近代化資金	189	182	6
うちその他制度資金	5	7	△2
合計	1,963	2,243	△279

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農家経済負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成27年度	増減
日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)	6,525	6,786	△261
独立行政法人住宅金融支援機構	4,108	5,211	△1,103
日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)	148	184	△36
独立行政法人福祉医療機構	17	20	△3
独立行政法人福祉医療機構(再受託)	107	133	△26
合計	10,906	12,337	△1,430

(リスク管理債権の状況)

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成27年度	増減
破綻先債権	—	—	—
延滞債権	2,128	2,284	△ 155
3カ月以上延滞債権	12	—	12
貸出条件緩和債権	45	—	45
合計	2,186	2,284	△ 97

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
平成28年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	129	95	1	32	129
危険債権	2,213	843	73	1,297	2,213
要管理債権	57	43	—	0	43
小計	2,401	982	74	1,330	2,387
正常債権	75,341				
合計	77,742				
平成27年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	144	102	0	41	144
危険債権	2,360	830	90	1,438	2,360
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	2,504	933	90	1,480	2,504
正常債権	81,398				
合計	83,902				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。
 なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
3カ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(貸倒引当金の期末残高および期中増減額)

(単位：百万円)

区分	平成28年度				平成27年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額
			目的使用	その他				期末残高
一般貸倒引当金	274	255	—	274	255	311	274	—
個別貸倒引当金	1,488	1,338	32	1,455	1,338	2,284	1,488	542
合計	1,763	1,594	32	1,730	1,594	2,596	1,763	542
								2,053
								1,763

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

項目	平成28年度	平成27年度
貸出金償却額	—	—

(注) 個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

(元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科目	平成28年度	平成27年度	増減
国債	44,139	90,528	△46,389
地方債	14,949	16,992	△2,043
短期社債	—	—	—
社債	30,522	28,506	2,016
外国証券	18,072	15,949	2,122
株式	7,252	7,164	88
その他証券	24,585	25,322	△736
合計	139,522	184,464	△44,942

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券の残存期間別残高)

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成28年度								
国 債	8,087	13,014	10,835	2,463	2,153	10,652	—	47,206
地 方 債	2,439	4,020	789	1,331	5,560	—	—	14,141
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,198	6,728	3,409	4,110	11,517	4,515	—	33,481
外 国 証 券	2,485	4,058	1,747	3,191	4,372	1,000	—	16,855
株 式	—	—	—	—	—	—	7,467	7,467
その 他 証 券	912	4,601	4,065	1,882	2,800	—	10,041	24,304
平成27年度								
国 債	31,091	21,095	4,788	12,956	1,571	3,173	—	74,676
地 方 債	1,232	7,057	849	1,468	6,254	—	—	16,863
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,401	7,626	4,609	2,106	7,507	5,538	—	28,789
外 国 証 券	2,826	6,088	2,679	—	2,178	1,000	—	14,773
株 式	—	—	—	—	—	—	6,934	6,934
その 他 証 券	1,703	5,854	4,408	—	1,300	—	11,326	24,593

(注) 取得価額または償却原価によっています。

(有価証券の時価情報)

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成28年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,514	3,625	111	2,701	2,874	172
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	3,514	3,625	111	2,701	2,874	172
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		3,514	3,625	111	2,701	2,874	172

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が 貸借対 照表計 上額を 超える もの	株式	14,501	7,037	7,463	12,187	6,438	5,748
	債券	81,277	78,761	2,515	117,406	113,495	3,910
	国債	43,849	42,269	1,579	77,343	74,676	2,667
	地方債	14,414	14,141	272	17,316	16,863	452
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	23,013	22,350	662	22,746	21,956	790
	その他	34,211	26,103	8,108	39,836	30,101	9,735
	外国証券	15,618	13,726	1,891	16,316	13,472	2,844
	その他の証券	18,593	12,376	6,217	23,519	16,628	6,891
小計		129,990	111,903	18,087	169,430	150,035	19,394
時価が 貸借対 照表計 上額を 超えない もの	株式	410	430	△ 19	456	496	△ 39
	債券	12,388	12,553	△ 164	4,054	4,132	△ 77
	国債	4,843	4,936	△ 93	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,545	7,616	△ 71	4,054	4,132	△ 77
	その他	13,908	15,056	△ 1,148	8,282	9,265	△ 983
	外国証券	3,070	3,128	△ 58	1,266	1,300	△ 34
	その他の証券	10,837	11,927	△ 1,089	7,015	7,964	△ 948
小計		26,706	28,039	△ 1,333	12,792	13,893	△ 1,100
合計		156,697	139,942	16,754	182,223	163,929	18,293

(金銭の信託の時価情報)

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成28年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,907	△ 0	3,949	△ 1

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成28年度					平成27年度				
	貸借対照 表計上額	時価	差額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超えないもの	貸借対照 表計上額	時価	差額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超えないもの
満期保有 目的の金 銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成28年度					平成27年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,009	2,000	9	9	—	1,912	2,000	△87	—	△87

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

① 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分			平成28年度			平成27年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	1,443	1,391	51	1,164	1,111	53
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合計			1,443	1,391	51	1,164	1,111	53

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

② 金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

(利益率)

(単位: %)

項目	平成28年度	平成27年度	増減
総資産経常利益率	0.25	0.35	△ 0.10
純資産経常利益率	4.07	5.90	△ 1.83
総資産当期純利益率	0.23	0.29	△ 0.06
純資産当期純利益率	3.75	4.83	△ 1.08

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

(貯貸率・貯証率)

(単位: %)

区分	平成28年度	平成27年度	増減
貯貸率	期末	8.15	8.80
	期中平均	7.84	9.23
貯証率	期末	17.11	19.76
	期中平均	14.93	19.79

(注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 (譲渡性貯金を含む) × 100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 (譲渡性貯金を含む) × 100

3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 (譲渡性貯金を含む) × 100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 (譲渡性貯金を含む) × 100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。内部留保の充実に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成29年3月末における自己資本比率は、20.64%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	155億円（前年度155億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	200億円（前年度200億円）

回転出資金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2億円（前年度5億円）

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	142億円（前年度160億円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」に基づき、安定的な内部留保による自己資本の充実と健全性の確保に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目		平成28年度	平成27年度
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	60,715	/	59,681
うち、出資金及び資本準備金の額	35,542	/	35,542
うち、再評価積立金の額	5	/	5
うち、利益剰余金の額	26,493	/	24,744
うち、外部流出予定額(△)	1,326	/	611
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	255	/	274
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	255	/	274
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	14,491	/	16,561
うち、回転出資金の額	268	/	536
うち、上記以外に該当するものの額	14,222	/	16,025
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	75,462	76,517
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	58	39	16
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	39	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	58	16
自己資本			
自己資本の額(イ)-(ロ)	(ハ)	75,403	76,500
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	356,131	/	312,474
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 35,540	/	△ 68,711
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)	39	/	24
うち、繰延税金資産	—	/	—
うち、前払年金費用	—	/	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 35,579	/	△ 68,736
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,111	/	10,112
信用リスク・アセット調整額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	/	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	365,242	322,586
自己資本比率			
自己資本比率(ハ)/(ニ)	20.64%	/	23.71%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		平成28年度			平成27年度		
信用リスク・アセット		エクスポートジャーナーの期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポートジャーナーの期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	47,511	—	—	—	74,773	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,993	—	—	—	35,022	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	5,018	501	20	4,328	432	17	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	761,011	152,195	6,087	728,106	145,612	5,824	—
法人等向け	61,076	36,514	1,460	53,781	33,254	1,330	—
中小企業等向けおよび個人向け	53	36	1	67	44	1	—
抵当権付住宅ローン	3,292	1,137	45	3,913	1,350	54	—
不動産取得等事業向け	4,270	3,807	152	3,628	3,094	123	—
三月以上延滞等	183	91	3	270	87	3	—
信用保証協会等による保証付	59	5	0	76	7	0	—
出資等	13,430	13,430	537	12,880	12,880	515	—
他の金融機関等の対象資本調達手段	68,288	170,720	6,828	68,197	170,492	6,819	—
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	268	671	26	130	325	13	—
複数の資産を裏付けとする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	27,081	10,270	410	76,012	10,625	425	—
証券化	—	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 35,540	△ 1,421		△ 68,711	△ 2,748	—
上記以外	14,778	2,147	85	12,876	2,392	95	—
標準的手法を適用するエクスポートジャーナー別計	1,034,317	355,990	14,239	1,074,066	311,889	12,475	—
CVAリスク相当額÷8%		131	5		577	23	—
中央清算機関関連エクスポートジャーナー	457	9	0	383	8	0	—
信用リスクアセットの額の合計額	1,034,775	356,131	14,245	1,074,449	312,474	12,498	—
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		9,111	364		10,112	404	—
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%			
	365,242	14,609		322,586	12,903		—

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーナーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャーナー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーナー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートジャーナーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャーナー、重要な出資のエクスポートジャーナーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーナーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーションナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスク管理要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場リスク管理要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針等は、四半期ごとに又は隨時開催するリスク管理委員会において協議しています。

◇貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及び要注意先（要管理先を含む。）の債権については貸倒実績率により算出した予想損失額と税法基準に基づき算定した繰入額とを比較し、いずれか多い額を一般貸倒引当金として計上することとしています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎のⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上することとしています。

実質破綻先及び破綻先の債権については、Ⅲ分類及びⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上することとしています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポートジャーヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポートジャーヤーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポートジャーヤーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポートジャーヤーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポートジャーヤーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポートジャーヤーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーヤーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーヤーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーヤーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができるここと、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーヤー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	平成28年度			平成27年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	152	—	—	507	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	7	—	—	11	—
抵当権付住宅ローン	1	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	251	—	—	313	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	524	—	—	538	—
合計	405	532	—	820	549	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスクマネジメント基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、単年度余裕金の運用方針において1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成28年度	平成27年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式

平成28年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	196	363	—	—	—	363
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	196	363	—	—	—	363
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	196	363	—	—	—	363

平成27年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	207	320	—	—	—	320
(2)金利関連取引	980	1,367	—	—	—	1,367
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	2	72	—	—	—	72
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	0	0	—	—	—	0
(7)クレジット・デリバティブ	1	48	—	—	—	48
派生商品合計	1,193	1,808	—	—	—	1,808
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	1,193	1,808	—	—	—	1,808

- (注) 1. 「カレント・エクスポートージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことを行います。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化工クスポートナーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化工クスポートナー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートナーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートナーのことです。「再証券化工クスポートナー」とは、原資産の一部又は全部が証券化工クスポートナーである取引に係るエクスポートナーのことです。

当会における証券化工クスポートナーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

◇体制の整備及び運用状況の概要

証券化工クスポートナーについては、一般の債券と同様に「経済資本管理要領」、「市場リスク管理要領」、「信用リスク管理要領」に基づき、リスク管理を行っています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化工クスポートナーにかかるリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

◇当会が行った証券化取引に係るエクスポートナーを保有している子会社及び関連法人

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」及び「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化工クスポートナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工クスポートナーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化クスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーション・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーション・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」、「情報漏洩等リスク」、「業務継続リスク」等に分けて捉え、「オペレーション・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「事務リスク管理手続」を定め、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止の取組み徹底により、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理手続」を策定し、内外環境要因分析およびシステムリスクアセスメント（自主点検）を核としたシステムリスクの特定・評価（C）、システムリスクアセスメント結果等を踏まえた改善事項の策定（A）、システムリスク管理計画の策定・修正（P）、当該計画の実施・進捗管理（D）のP D C Aサイクルにより、継続的な改善に努めています。

情報漏洩等リスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することで情報漏洩等リスクの未然防止に努めています。

また、業務継続リスクについては、大規模災害等を想定し、不測の事態時においても利用者が日常生活や業務運営で利用する基本的サービスをJAバンクとして継続して提供するため、「JAバンクBCP（JAバンク業務継続計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

◇オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャヤー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式・投資証券又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「経済資本管理要領」、「市場リスク管理要領」、「信用リスク管理要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、VaRによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

(1) 出資その他これに類するエクスポートジャヤーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成 28 年 度		平成 27 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	22,520	22,520	20,697	20,697
非 上 場	48,151	48,151	48,136	48,136
合 計	70,672	70,672	68,833	68,833

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポートジャヤーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 28 年 度			平成 27 年 度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
31	—	—	235	26	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成 28 年 度		平成 27 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
11,112	19	9,754	39

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成 28 年 度		平成 27 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「経済資本管理要領」及び「市場リスク管理要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではVaRを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場関連リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクとの合計額を取得リスクとしています。また、自己資本を基準とした配賦資本を設定するとともに、さらに市場部門および貸出部門に配賦を行う部門別の配賦資本管理を行っています。具体的には、部門別の取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（部門別配賦資本の85%）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、ALM担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当会では、VaR（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。

VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} - \text{調達勘定の金利リスク量} (\triangle)$$

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位：百万円)

	平成28年度	平成27年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,048	1,127

(注) 金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

役員等の報酬体系

1. 役 員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基 本 報 酉	退 職 慰 労 金
対象役員（注1）に対する報酬等	50	6

(注1) 対象役員は、経営管理委員14名、理事 3名、監事 4名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績運動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長12人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当するものはいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、平成28年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 平成28年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他の事項

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	21
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	21
(3) 事務所の名称及び所在地	20
2 主要な業務の内容	23
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	12
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	46
b 経常利益又は経常損失	46
c 当期剰余金又は当期損失金	46
d 出資金及び出資口数	46
e 純資産額	46
f 総資産額	46
g 貯金等残高	46
h 貸出金残高	46
i 有価証券残高	46
j 単体自己資本比率	46
k 剰余金の配当の金額	46
l 職員数	46
(3) 直近の二事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	46,47,58
b 貯金に関する指標	48
c 貸出金等に関する指標	49～53
d 有価証券に関する指標	53～57
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	9
(2) 法令遵守の体制	8
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16～19
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	25
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30,31,45
(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	52
b 延滞債権に該当する貸出金	52
c 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	52
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	52
(3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	53
(4) 自己資本の充実の状況	59～73
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	55～56
b 金銭の信託	56～57
c デリバティブ取引	57
d 金融等デリバティブ取引	57
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	57
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
(7) 貸出金償却の額	53
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
役員等の報酬体系	74～75

JAバンク山口 PRアシスタントの紹介!

夢叶えるフクロウ
フエモン



(フエモンのプロフィール)

物知り博士のフエモンは、みんなの知恵袋。フクロウ科の中でも福と富をもたらす金運類に属し、お金のことに関する相談では、彼に相談すればその望みを叶えてくれるという。もっとも得意とするのは算術と、自他共に認めるところである。



フエモンの友達



ボンボン



フフヤン

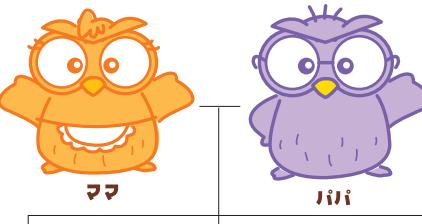


フフフ



ジーラン

パータン



ママ

ナビ



フフリン(妹)



フエモン



フフロー(兄)

発行／平成29年7月
編集／山口県信用農業協同組合連合会
企画管理部
TEL／083(973)2231
FAX／083(973)7795
E-mail／kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp
URL／<http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>
こちらからもディスクロージャー誌がご覧いただけます。

